

事務連絡
令和3年1月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）が令和2年12月25日に公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条に規定する死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第19条の2に規定する死亡診断書については、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続の見直しに伴い、整理省令により、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとしたところであるが、今回の改正に伴う死亡診断書（死体検案書）に係る手続きへの影響を緩和しつつ、改正後の規定に基づく運用への円滑な移行を図る観点から、当面の間は、死亡診断書（死体検案書）に係る取扱いを下記のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

整理省令においては、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとする経過措置が設けられているところであり、当分の間は、改正前の様式により、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）（※）が戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 86 条に規定する死亡の届出の際の添付書類等として遺族等から提出された場合については、当該死亡診断書（死体検案書）について、改正後の医師法施行規則第 20 条及び第四号書式又は改正後の歯科医師法施行規則第 19 条の 2 及び第四号書式に基づいて作成されたものとみなして差し支えないこと。

（※）署名に加えて押印がなされた死亡診断書（死体検案書）については、「署名がなされた死亡診断書（死体検案書）」に該当するため、「署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）」には該当しない。

なお、市区町村においては、署名ではなく記名押印がなされた死亡診断書（死体検案書）が提出された場合は、記名された医師又は歯科医師に連絡し、整理省令により死亡診断書（死体検案書）については記名押印ではなく必ず署名（電子署名を含む。）によることとなったことについて、その趣旨を説明の上、理解を得るよう努めること。

また、上記の取扱いにかかわらず、医師又は歯科医師においては、今後、死亡診断書（死体検案書）を作成する場合においては、整理省令による改正後の医師法施行規則第 20 条又は歯科医師法施行規則第 19 条の 2 に基づき、記名押印ではなく署名（電子署名を含む。）する必要があることに留意すること。

（添付内容）

【別添】整理省令による医師法施行規則・歯科医師法施行規則の改正（死亡診断書（死体検案書）関係部分抜粋）